

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上 に関する法律案の概要

## 1. 背景

- 情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、出店者等の利益の保護を図ることが課題となっている。こうした状況の下で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上の促進を図る必要がある。

## 2. 法律の概要

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図るべく、以下の措置等を講じる。

- (1) 規律の対象
- (2) 特定デジタルプラットフォームの取引条件等の情報の開示
- (3) 特定デジタルプラットフォームの運営における公正性確保
- (4) 特定デジタルプラットフォームの運営状況のレポートとモニタリング・レビュー
- (5) その他の規律

## 3. 措置事項の概要

### (1) 規律の対象

- 取引の透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な、一定規模以上のデジタルプラットフォームを提供する事業者を「**特定デジタルプラットフォーム提供者**」（特定DPF提供者）として特定し、主な規律の対象とする。

※各種調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール・アプリストアを当面の対象とする。

### (2) 特定デジタルプラットフォームの取引条件等の情報の開示

- 特定DPF提供者に、**契約条件の開示**や**変更時の事前通知等**を義務付け。

### (3) 特定デジタルプラットフォームの運営における公正性確保

- 特定DPF提供者に対して、主務大臣が策定する指針に基づき、**必要な体制の整備等**の措置（例：出店者等に適切な対応をするための体制整備、取引の公正さを確保するための手続・プロセスの整備、紛争処理体制の整備）を講じることを求める。

### (4) 特定デジタルプラットフォームの運営状況のレポートとモニタリング・レビュー

- 特定DPF提供者は、(2)及び(3)の**運営状況についての自己評価を付したレポート**を行政庁に対し定期的に提出。
- レポートを受理した行政庁は、**運営状況のレビュー**を行い、評価を公表。その際、行政庁は、**出店者等の意見も聴取**し、関係者間での課題の共有や相互理解を図る。

### (5) その他の規律

- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる場合については、**公正取引委員会に同法に基づく対処を要請**。
- **出店者等が行政庁に情報提供しやすい制度的対応**を措置。
- 本法の規律は**内外の別を問わず適用**し、公示送達等の執行手続を整備。
- 主務大臣がデジタルプラットフォームの**取引の実情等の調査**を行い、**必要な施策等を検討**。
- 主務大臣は、取引に関するルール整備を所管する経済産業省が中心となりつつ、公正取引委員会や総務省の所掌事務に応じて、連携・共同して対応する方向で検討。